

奥人農第97号
令和6年12月6日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

奥州市長 倉成 淳

市町村名 (市町村コード)	岩手県奥州市 03215	
地域名 (農林業センサスにおける地域内農業集落名)	江刺 角川原地区 (新角)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月5日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農事組合法人が担い手となり、集積が進んでいる。しかし、組織構成員の年齢が高く、後継者確保が課題となっている。

・農業従事者の年齢上昇により離農・規模縮小が進んでおり、農地集積を進める個人担い手も飽和状態となっている。

・高収益作物(野菜・果樹)については、年齢や労働力不足といった面から規模拡大が難しいほか、取り組める農業者が限られている。

・農畜産物の価格低迷と生産費の上昇による農業所得の低下により、再生産価格が確保できていない。

・5年水張り要件(R4～R8)により交付金対象外水田の増加と併せ、耕作放棄地が増加することが懸念される。

【地域の基礎的データ】

・法人:1法人、個人担い手:2経営体

・主な生産品目…主な生産品目…水稻、大豆、野菜 など

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農地の集積・集約化: 農地の利用を効率化し、農業経営の基盤を強化するために、農地の集積・集約化の推進を図る。これにより、農業生産性の向上と持続可能な農業経営の実現を目指す。

・デジタル技術の導入: スマート農業技術やデジタルツールを活用し、農業生産の効率化と精度向上を図る。これにより、労働力不足の解消や生産コストの削減が期待できる。

・持続可能な農業実践: 環境保全と持続可能な農業を推進するため、特別栽培や循環型農業などの取り組みの強化を図る。これにより、地域の自然環境を守りながら安定した食料供給を目指す。

・地域コミュニティとの連携強化: 地域住民や自治体、企業との連携を強化し、地域全体で農業を支える仕組みを構築する。これにより、地域社会全体で農業の課題に取り組み、共に発展していくことが可能となる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	106.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	106.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

・農振農用地を含む基盤整備事業の対象農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地等との間にある小区画の農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・農地の分散状況の改善：農地の分散を改善し、農地を引き受けやすくすることが重要であり、将来、離農や規模縮小により生じる遊休農地を、地域内の話し合い等により集積・集約を図り、農業委員会や農地中間管理機構を通じた貸借を進める。
・スマート農業技術の導入：農地の集約・集積や基盤整備を進めることで、スマート農業技術の導入する障壁が低くなり、一体的な運用が可能となることから、作業効率が向上し、遊休農地の発生防止や持続可能な農業経営を図ることができる。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・地域内の分散農地を集約し、担い手に貸し付けることで効率的な農地利用を促進する。基盤整備や条件整備も行い、耕作放棄地の解消を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・営農を続けていく農地については、簡易な基盤整備による区画拡大のほか、暗渠排水などを行い、農作業の効率化を図っていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・認定農業者のほか、新規就農者など地域内外から多様な経営体を確保するため、JA、県などの関係機関に相談しながら農作物の栽培技術の継承を行っていく。
・多様な経営体の確保・育成のために、地域特性に応じた支援策の導入、技術革新の推進、若手農業者の育成、経営多角化の促進を検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカなど有害鳥獣による被害が拡大しないよう、山林と隣接する耕作不利地・放棄地等を緩衝帯にし、農作物の被害抑制を図る。また、被害が甚大なエリアにおいては、電気柵や防護柵の設置を検討する。
②主食用米の栽培は、特別栽培(減農薬減化)に取り組むことを基本とする。
⑦水田を維持することで治水や土壌流出の抑制、生物多様性の保護が期待されることから、日本型直接支払制度の活用や地域全体での共同作業など具体的方策の検討及び実現に向け協議する。